



平成 27 年 8 月 7 日

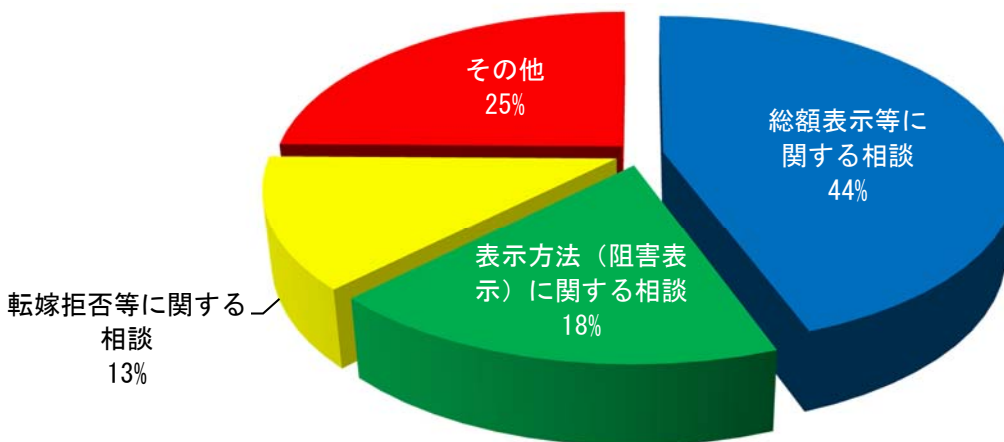
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 7 月 (7/1 ~ 7/31) の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

7 月の相談件数 : 電話 87 件、メール 30 件

【相談内容 (全 117 件) の内訳 (※)】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. ネットショップで商品を購入した。ウェブサイトでは、商品の価格について税込と記載されていたので、表示されていた金額を支払えばよいと思っていた。ところが、商品を注文してから増税分の差額を支払ってもらう旨の連絡があった。ウェブサイトのどこにも「税込の価格表示は、旧税率に基づくものである」旨の注意書きがないものは問題ではないか。

A. 旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合には、総額表示の特例(注)により、消費者が商品を選択する際に目に付きやすい場所に明瞭に「当サイトの商品は、旧税率(5%)に基づく税込価格となっていますので、支払時にて改めて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。」といった案内を掲載するなど、その表示する価格が現行の税率に基づく税込価格であると消費者に誤認されないための措置(誤認防止措置)を講じる必要があります。

したがって、このような措置が講じられていない場合には、御手数ですが、所轄の税務署に御相談願います。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 22 件

また、誤認防止措置を講じないまま、旧税率に基づく税込価格等で価格表示がされている場合は、商品・サービスの価格や取引条件に関して、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示(有利誤認表示)を規制している景品表示法の有利誤認表示規制の観点から問題となる可能性があります。

実際に問題となるかどうかは、個別の事案ごとに表示全体の内容等を総合的に勘案して判断されることとなります。

情報提供を希望される場合には、景品表示法を所管している消費者庁に御連絡いただくか、消費者庁の「違反被疑情報提供フォーム」を御利用願います。

http://www.caa.go.jp/representation/disobey_form.html

(注) 今般の二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から消費税転嫁対策特別措置法により、平成25年10月1日から平成30年9月30日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)」を講じている場合に限り、税込価格によらない表示ができることとされています(総額表示の特例)。

Q. ガソリンスタンドの看板の価格表示で税抜表示しているところがあるが問題とならないか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の総額表示義務の特例として、平成30年9月30日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」(誤認防止措置)を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないこととされています。

誤認防止措置としての表示は、当該表示が主に対象としている消費者にとって明瞭に認識できるよう行う必要があります。例えば、主に走行中の車の中にいる者を対象とした看板等の場合、表示価格が税込価格でないことを歩行者が明瞭に認識できるだけでは不十分であり、走行中の車の中からも明瞭に認識できるような表示とする必要があります。

なお、ガソリンスタンドにおける消費税の価格表示については、一般消費者の利便性に配慮する観点から、資源エネルギー庁から業界団体や消費税抜きの価格のみを表示している事業者に対して、消費税を含めた総額表示とすることを要請がなされていると承知しております。

Q. 消費者である。消費税率引上げ前に締結した車のメンテナンスサービスの提供を受ける取引について、料金を先払いしていたが、消費税率引上げ後、事業者から3%相当分の消費税を徴収された。こうしたケースに適用される消費税率についてはどのように考えるのか。

A. 平成26年4月1日以後に行われるサービスの提供など課税資産の譲渡等については、原則として、その代金の支払の時期にかかわらず、8%の消費税率が適用されます。

個々の取引における適用税率等消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお尋ねください。

Q. 消費税率の引上げに伴う経過措置が適用される取引(5%の税率が適用される取引)について、事業者の選択によって経過措置の適用を受けない(8%の税率を適用する)ことも可能なのか。

A. 経過措置が適用される取引については、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等が行われる場合であっても、改正前の税率(5%)が適用されることとされています。上記の経過措置の適用は、任意ではなく、法律に規定する要件に該当する取引には経過措置が適用されます。

したがって、事業者が経過措置の適用を受けるかどうか選択できるというものではありません。

なお、個々の取引における適用税率等消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお尋ねください。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 消費税率の引上げに伴い取引価格を引き上げること自体は、取引先(消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者)に応じてもらえると思うのだが、その代わりとして、後日、金銭の負担を求められた場合、取引先のこのような行為は消費税転嫁対策特別措置法上問題とならないのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、同法上の特定事業者が、特定供給事業者による消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定供給事業者に対して、合理的な理由なく、金銭等の経済上の利益を提供させることを禁止しています。

このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

○ その他

Q. 旅館業を営んでいる事業者の組合である。消費税率の引上げ時期の変更に伴い、総額表示義務の特例が認められる期限や消費税転嫁カルテル・表示カルテルが認められる期限も延長されたのか。

A. 法律改正により、消費税転嫁対策特別措置法の期限については、平成 29 年 3 月 31 日から平成 30 年 9 月 30 日に延長されました。

これにより、総額表示義務の特例が認められる期限及び消費税転嫁カルテル・表示カルテルの実施が認められる期限も平成 30 年 9 月 30 日に延長されています。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610